

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



今回の宿題は、みなさん大好き「マニフェスト」。(ˆoˆ)
では、確認していきましょう。

宿題Q、次のうち、産業廃棄物管理票（いわゆる「紙マニフェスト」）の交付、回付、送付等について誤っているものはどれか。

- (1) 事業者は産業廃棄物の引き渡しと同時に収集運搬を受託した者に管理票を交付しなければならない。
- (2) 収集運搬業者は産業廃棄物の運搬を受託していないときは、管理票を交付してはならない。
- (3) 運搬受託者は、運搬を終了した日から10日以内に、管理票交付者に管理票の写しを送付しなければならない。
- (4) 処分受託者は運搬受託者から管理票を回付された場合は、運搬にかかる管理票の写しを3日以内に、処分にかかる管理票の写しの写しは処分が終了した後10日以内に、管理票交付者に送付しなければならない。
- (5) 処分受託者は運搬受託者から管理票を回付された場合は、処分にかかる管理票の写しを処分が終了した10日以内に、運搬受託者に送付しなければならない。

【解説】

(2) については法第12条の4の規定により「虚偽の交付」に該当する。

なお、言葉の使い方であるが、「交付」とは産業廃棄物を排出する「者」が「そのマニフェスト」について最初に記載して、次の「者（多くの場合は収集運搬業者）」に「マニフェストを渡す」行為である。したがって通常、「収集運搬業者は（収集運搬業者としての立場としては）産業廃棄物を排出することは無い」ことから、「収集運搬業者はマニフェストを交付してはならない」としている。

収集運搬業者が、交付されたマニフェストを中間処分・最終処分業者に「渡す」行為は「回付」と呼ばれる。

さらに、最終処分業者が排出事業者に「渡す」行為は、「送付」と呼ばれる。

また、真のマニフェスト（「原票」）はいわゆる「C票」と呼ばれているもので、その他のA票、B票、D票等は「写し」となる。

処分受託者が運搬受託者に送付する手続きについては(5)が正しく、(4)の「運搬にかかる管理票の写しを3日以内に管理票交付者に送付しなければならない」という規定はない。

正解(4)

最近は電子マニフェストも普及してきてまして、電子しか使ったことが無い、という人もいらっしゃるかもしれません。電子は入力猶予期間が3日間なんですよね。紙は10日、電子は3日なのでちょっと迷った方もいるかもしれませんね。

では、マニフェストからもう一問。

～廃棄物処理問題～

Q、産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、産業廃棄物に係る管理票の交付の日から90日（特別管理産業廃棄物は60日）以内に写しが送付されないとき及び180日以内に最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しが送付されない場合の措置として、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 委託した産業廃棄物の処理の状況を把握しなければならない。
- (2) 委託した産業廃棄物が放置されている場合は、委託契約を解除して、他の処理業者に委託する措置がありえる。
- (3) 措置の内容を都道府県知事に報告しなければならない。
- (4) 産業廃棄物を委託した時点で、処理業者が処理責任を負うことになるので、管理票の送付を待って措置を講ずればよい。
- (5) 委託した産業廃棄物の処理の状況の把握は、他社からの産業廃棄物が混在し、確認が困難であったとしても、状況の把握の措置はとらなくてはならない。

【解説】

産業廃棄物管理票、いわゆるマニフェスト制度は、事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、受託者である処理業者に対してマニフェストを交付し、処理終了後に受託者から処理が終了した旨のマニフェストの写しを受けることにより、委託内容のとおり適正に産業廃棄物が処理されたことを確認する制度で、法第12条の3に規定されている。

また、法第12条の3第8項には、「管理票交付者は、環境省令で定める期間内に、管理票の写しの送付を受けないとき、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しもしくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、環境省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない」と規定されている。

「環境省令で定める期間内」とは、省令第8条の28に「産業廃棄物については90日、特別管理産業廃棄物については60日、最終処分が終了した旨のE票は180日」とある。

また、「環境省令で定めるところ」とは、省令第8条の29に「生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、上記の期間内を経過した日から30日以内に様式第4号による報告書を都道府県知事に提出するものとする」とされている。

この措置については、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成23年3月17日環産第110317001号環境省通知）に設問の(1)から(3)について通知されている。また、事業者は法第12条第5項により、最終処分が終了までの一連の注意義務を負っているため、委託により、処理責任が処理業者に転じるものではない。

正解(4)

マニフェストの規定は細かすぎて、厳密には対応しにくい内容もあり、そのためいくつかの運用通知も出されています。その一つが「解説」にも登場する平成23年3月17日の通知です。実務に携わっている方は是非ご一読の程。

では、今回の宿題もマニフェストから。



宿題Q

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の法定記載事項として具体的に列挙されていない事項は次のうちどれか（自主的、任意様式で記載している事項は除く）。

- (1) 管理票の交付年月日
- (2) 管理票の交付番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所
- (5) 処理料金